

マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に!

令和3年3月末(予定)から、機器を導入した医療機関・薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として順次、利用できるようになります。利用可能な医療機関・薬局は、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前にマイナポータルサイトからの申し込みが必要です。なお、申込後も健康保険証はこれまでと同様お使いいただけます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することにより、以下のようなメリットが得られますので、ぜひお申し込みください。

●健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても健康保険証の切替を待たずにカードで受診できます。

●医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理が効率化され、待ち時間の短縮につながります。

●手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については書類(受給者証等)の持参が必要です。

●健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、令和3年3月末(予定)から自分の特定健診情報を、令和3年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

●マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(令和3年10月予定)。また、令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

【お問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178

(平日:午前9時30分から午後8時まで)
(土日・祝日:午前9時30分から午後5時30分まで)



申込方法は特設ページでも確認できます!

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

「もったいない」を言葉で
食品ロスを削減しましょう!



①なぜ、食品ロスが問題になっているの?

大量の食品が無駄に廃棄され、環境に悪影響も出ています。

②食品ロスを減らすためにできることは?

食べ物を「買わずに」「作りすぎなく」「食べ切る」工夫をしましょう。

食品には、消費期限・賞味期限が表示されています。食品ロスを減らすためには、消費期限・賞味期限の違いを知り、選び方を考える必要があります。

◎消費期限とは、「その日付まではおいしく食べられる日付を過ぎると急激に品質が劣化するものなので、表示された期限を守って食べることをお勧めします。」

◎賞味期限とは、「その日付までは品質が保たれ、おいしく食べられます」という期限です。

お弁当や惣菜・食肉等、日持ちがしない食品に表示され、日付を過ぎると急激に品質が劣化するものなので、表示された期限を守って食べることをお勧めします。

◎賞味期限とは、「その日付までは品質が保たれ、おいしく食べられます」という期限です。

スナック菓子や缶詰・冷凍食品・加工品等の袋や容器に表示されているおいしく食べられる期間の目安です。賞味期限を過ぎても食べることが可能な食品もあります。すぐに廃棄しないで匂いをかぐ・目で見て食品の状態を確認しましょう。

ただし、「消費期限・賞味期限」も、袋や容器を開けないで記載されている通りに保存していた場合の安全やおいしさを約束したものです。一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

【お問い合わせ先】市消費者協会 ☎32・5379